

男女共同参画に取り組む 自治会等支援事業補助金

自治会の女性役員の増加に取り組む団体を
応援します！



地域の男女共同参画、
多様な担い手が活躍できる環境づくりを目指して

補 助 事 業	地域(自治会等)での男女共同参画の推進、多様な担い手が活躍できる環境づくりのため、自治会の女性役員の増加に資する事業。 【補助対象事業(例)】 ・女性役員等の就任や活動が盛んな先進地の視察 ・女性も参画しやすい自治会の環境や機運づくりに関するセミナーやワークショップ等の開催 ・女性役員増加に取り組む県内の自治会同士の情報交換会の開催 等
事業実施主体	自治会(町又は字の区域その他市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体)、自治会連合会、まちづくり協議会、男女共同参画推進団体等
補助対象経費	補助事業を実施するために必要と県が認める経費 【必要経費の例】 ・講師への報酬 ・視察先への交通費、バス等借上料 ・研修会場使用料 ・コピー用紙・筆記用具、コピー代、郵便料金等 ・託児費 ■ 団体等の運営に係る経常的な経費、人件費、団体等構成員に対する個人給付的な経費、飲食費(事業実施に必要不可欠なものは除く)等、交付対象として不適当と認められる経費は対象としません。 ■ 本補助金対象事業以外の目的の経費が含まれる場合は、交付申請額から相当額を除算します。
補 助 率	10/10(限度額200千円)

※予算に限りがありますので、原則申込先着順に交付決定します。
※令和8年3月中に完了できる事業が対象になります。



詳しくはとりネットのこちらのページをご覧ください。
<https://www.pref.tottori.lg.jp/324989.htm>

